

# 青森県報

第六百四十一号

令和五年  
七月二十六日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……一

### 公 告

- 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明……………(建築住宅課) ……二
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……二
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……二
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……三
- 公安委員会
- 青森県警察自動暗号化システム賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……四

## 告 示

### 青森県告示第四百六十六号

令和五年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示す

る。

令和五年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

#### 一 試験の期日及び場所

1 期日 令和五年十一月三日(金・祝)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

#### 二 受験願書受付期間

令和五年九月一日(金) から同月十四日(木) まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。

#### 三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

#### 四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配付する。

### 青森県告示第四百六十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考
------	-------	--------	----	--------	---------	----

〇二五〇 一八二	令和 五・七・四	合同会社 DADA	三町一四の むつ市新	放課後等 デイサー ビスem	むつ市大 字赤川ノ 字並木九 の内六	令和 五・七・四	放課後等 デイサー ビス
-------------	-------------	--------------	---------------	----------------------	-----------------------------	-------------	--------------------

公 告

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。  
 なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年七月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 レ・オーラ株式会社
- 二 代表者の氏名 笹森 茂
- 三 免許証番号 青森県知事（一）第三五四一号

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年七月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体  
 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	年月日
神田潤一後援会	宮下 宗久	三島 厚悦	八戸市柏崎一丁目一の一	神田 潤一、衆議院議員	令和 五・六・六

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年月日
そうま純子後援会	鎌田 貞孝	那須 稔	青森市中央三丁目二の一五	令和 五・三・九
山谷ひろあき後援会	山谷 洋朗	山谷 洋朗	平川市大字沖館字宮崎二六六の三	五・六・一五
きたやま弘光後援会	工藤 正	北山 博康	平川市大字高木字原田六〇の一四	五・六・一六
公明党を励ます青森県民の会	夏坂 修	夏坂 修	青森市新町二丁目二の一東奥日報新町ビル二階	五・六・三

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和五年七月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
--------------------	------	---	---	-------



高山げんえん後援会	福士文敏後援会	つがる市三村申吾後援会	三村申吾深浦町後援会	秋村光男後援会	三村申吾東通村後援会	三村申吾十和田市後援会	三村申吾東北町後援会	いずみの会	山谷洋朗後援会	三村申吾むつ地区後援会	三村申吾佐井村後援会	三村申吾川内町後援会	三村申吾風間浦村後援会	三村申吾大間町後援会	三村申吾大畑町後援会	小田切達後援会
笹森 昭二	佐々木 富英	盛 貢	斉藤 登	須藤 敬人	永澤 三男	米田 省三	竹内 亮一	山本 悦子	吹田 博史	伏見 紀幸	竹内 修	半田 義秋	駒嶺 剛一	大見 義紀	千賀 武由	三上 雅通
五・五・三	五・二・三	五・六・三	五・六・四	五・五・三	五・四・三	五・六・八	五・六・八	五・六・八	五・六・二五	五・六・五	五・六・五	五・六・五	五・六・五	五・六・五	五・六・五	令和五・五・二五

三村申吾を励ます会

須藤 十一郎

五・六・二七

## 公安委員会

青森県警察自動暗号化システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和五年七月二十六日

青森県警察本部長 磯 丈 男

### 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察自動暗号化システム 一式

### 二 賃貸借期間

令和六年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

### 三 設置場所等

入札説明書による。

### 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の

一又は、令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）

のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付さ

れた者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年八月十五日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和五年九月四日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部五階会議室

令和五年九月四日 午前十一時五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和五年度の契約金額とする。ただし、令和六年度から令和十年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、令和十一年度の契約金額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Aomori Prefectural Police Automatic Encryption System

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 A. M. September 4, 2023

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭